

建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、四国地方における行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険加入対策及び処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
 - 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く）
 - 三 厚生労働省四国厚生支局及び各県労働局
 - 四 日本年金機構高松西地域代表年金事務所
 - 五 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
 - 六 国土交通省四国地方整備局
 - 七 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第一号に掲げる構成員が、社会保険加入促進計画を作成した場合には、当該計画を協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省四国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。ただし、第3条に定める事項について

ては、会長の判断をもって行うことができる。

(協議会の招集)

第6条 協議会の招集は、会長が行う。

2 協議会は、年1回以上開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省四国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年7月30日より施行する。

この規約は、平成25年10月30日より施行する。

この規約は、平成30年3月1日より施行する。

この規約は、平成30年9月10日より施行する。

建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会 ＜ 参 加 団 体 一 覧 ＞

建設業関係団体：53団体、その他関係団体：11団体 計64団体

※建設業者団体及びその他関係団体の並びは五十音順による

■建設業者団体：53団体

愛媛県管工事協同組合連合会	四国建設インテリア事業協同組合
（一社）愛媛県空調衛生設備業協会	四国建設躯体工業連合会
（一社）愛媛県建設業協会	四国ダクト協会
愛媛県建設産業団体連合会	全国管工事業協同組合連合会四国ブロック会
愛媛県仕上工事業協同組合	（一社）全国建設室内工事業協会四国支部
愛媛県室内装飾事業協同組合	（一社）全国道路標識・標示業四国協会
（一社）愛媛県中小建築業協会	（一社）全国特定法面保護協会四国地方支部
愛媛県鉄筋業協同組合	（一社）全国防水工事業協会四国支部
（一社）愛媛県電設業協会	中四国ウレタン断熱協会
愛媛県鳶土工業連合会	徳島県空調冷凍工業会
（一社）愛媛県冷凍空調設備工業会	（一社）徳島県建設業協会
（一社）香川県建設業協会	徳島県建設産業団体連合会
（一社）香川県建設産業団体連合会	（一社）日本ウエルポイント協会四国支部
香川県建築事業協同組合	（公社）日本エクステリア建設業協会香川県支部
（一社）香川県総合建設センター	（一社）日本海上起重技術協会四国支部
香川県中小建設業協会	（一社）日本機械土工協会四国支部
香川県鳶土工連合協会	（一社）日本空調衛生工事業協会四国支部
香川県冷凍空調設備工業協会	（一社）日本建設業連合会四国支部
協同組合徳島県建設業協会	（一社）日本型枠工事業協会四国支部
建設業労働災害防止協会愛媛支部	（一社）日本左官業組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会香川支部	日本室内装飾事業協同組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会徳島支部	（一社）日本造園建設業協会四国総支部
建設産業専門団体四国地区連合会	（一社）日本電設工業協会四国支部
（一社）高知県建設業協会	（一社）日本道路建設業協会四国支部
高知県建設産業団体連合会	（一社）日本塗装工業会四国ブロック会
高知県鉄筋業協同組合	（一社）プレストレストコンクリート建設業協会四国支部
高知県冷凍空調設備工業会	

■その他関係団体：11団体

愛媛県行政書士会	高知県行政書士会
愛媛県建設労働組合	高知県社会保険労務士会
愛媛県社会保険労務士会	徳島県建設労働組合
香川県行政書士会	徳島県社会保険労務士会
香川県建設労働組合	フレッセ（全徳島建設労働組合）
香川県社会保険労務士会	

■行政機関：11機関

厚生労働省 徳島労働局	徳島県
厚生労働省 香川労働局	香川県
厚生労働省 愛媛労働局	愛媛県
厚生労働省 高知労働局	高知県
厚生労働省 四国厚生支局	国土交通省 四国地方整備局
日本年金機構 高松西地域代表年金事務所	